

秋田修英高等学校「学校いじめ防止基本方針」

〔通信制〕

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係*1にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響*2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

*1：「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人間関係にある者を指す。

*2：「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることや、嫌なことを無理矢理させられることなどを意味する。

「いじめ」の定義の4要素

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も生徒であること
- ②AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④Bが心身の苦痛を感じていること

2 いじめの判断

- （1）個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
- （2）いじめに当たるか否かの判断は、個々の教職員が行うのではなく、「いじめ防止対策組織」が行う。

3 いじめの早期発見

- （1）いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、「単なるいさかいである」「よくある人間関係のトラブルである」など安易に判断するのではなく、「いじめ」に当たるか否かの判断を組織的に行い、いじめを正確に漏れなく認知すること。
- （2）生徒を見守る中で、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いを持つとともに、初期段階のものや一回限りのものであっても、早期の段階から学校が組織としての確に関りを持ち、教職員間の情報共有を密にしながら、いじめを隠したり、看過したり、軽視したりすることなく、正確に漏れなく認知し、支援や指導等を行い、早期解決や再発防止につなげていくこと。

4 いじめへの対処

- (1) いじめの事実が確認された場合は、直ちに情報を共有しながら、情報適切かつ迅速に対処する。
- (2) 組織的に対応し、家庭や地域社会等との連携協力のもと、いじめを受けた生徒やいじめを通報・相談を行った者の安全を確保する。
- (3) いじめを行った生徒に対しては、その行為の背景にも着目しながら、教育的配慮のもと、適切な指導を行う。保護者に対しても適切かつ真摯に対応する。
- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、生徒の生命や身体、財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的配慮や被害生徒の意向を配慮した上で、早期に警察と連携するなどの対応をとる。
- (5) いじめに当たると判断した場合であっても、そのすべてにおいて、いじめを行った生徒に対して厳しい指導を行う必要があるとは限らない。その場合、学校は「いじめ」という言葉を使わずに必要な指導を行うなど、柔軟な対応をとることも可能である。

〔例〕…好意から行った行為が意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や軽い言葉で相手を傷つけてしまったが、すぐに加害者が謝罪し、教職員の指導によらずに良好な関係を再び築けたような場合など。

5 いじめの種類

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

6 いじめの理解

- (1) 個々の行為だけを見れば、ささいなように見えるものであっても、その行為をされた生徒の立場に立てば、精神的に追い込まれて深刻な被害を生じさせることや、繰り返したり、みんなで行ったりする中で、行為がエスカレートしていく危険性があることを理解する。
- (2) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものであることを理解する。

7 全体でいじめを許容しない

すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするために

- ① いじめが人権を侵害する決して許されない卑怯な行為であること
- ② いじめを受けた生徒だけではなく、いじめを行った生徒や周囲の生徒にも大きな傷を残すものであること
- ③ 刑事罰や民事上の損害賠償請求の対象となる場合があること
- ④ 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」

「いじめは見ていただけなら問題はない」などの考え方は間違いであることなどについて、生徒が十分に理解し、「いじめは決して許さない」という態度で、いじめの防止等について主観的・積極的に取り組めるようにする。

8 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、被害者の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。また、その生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめの問題に関する生徒の理解を主な内容として、いじめ防止のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安全で安心して学校生活に取り組むことができるように、保護者・関係機関等と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

(保護者の責務)

保護者は、監護する生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導等を行うように努めるとともに、生徒がいじめを受けた場合は、適切に保護する。また、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するように努める。

9 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① いじめ防止のための措置

- ア 弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを組織的に取り組む。
- イ 各種通信等を用いて保護者との連携を図りつつ、家庭との連携を密にし、他を思いやる心を育てる。
- ウ いじめ防止の重要性を理解させるため、教育活動全体を通じて道徳教育を実施する。
- エ いじめ防止等のための対策に関して、教職員間で話し合う機会を設け、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- オ 教職員は不適切な言動がないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

生徒対象のアンケート調査	年2回（前後期末に実施）
生徒面談で学級担任による聞き取り調査	年2回（学期毎）

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに関わる相談ができるように次のとおり相談体制の整備を行う。

- ◆ スクールカウンセラーの活用
- ◆ 通信担任・副担任による相談体制の強化

ウ 教職員は、いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、そのすべてを直ちに、いじめ防止対策組織に報告する。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ア 生徒指導部内にネット関連の係を設置し、ネット内のマナー向上を推し進める。具体的指導内容として下記を基本とする。

- ・書き言葉に気をつけよう。
- ・返信がなくてもイライラしない。
- ・危なくなりかけたら、即座に切り上げる。
- ・思っている以上に不特定多数から見られている。
- ・書いたものは永遠に残る。

イ 生徒及び保護者に対して、ネットを通じて行われるいじめを防止し、さらに効果的に対処できるように、通信や集会等で必要な啓発を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う組織を設置する。

< 構成員 >

いじめ防止対策組織	◎校長、教頭、生徒指導主事、通信担任・副担任、養護教諭
その他（場面に応じた追加組織員）	該当生徒と関係が深い教員、スクールカウンセラー

< 活動 >

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめ問題の重大性に関して生徒の理解を深めること

< 開催 >

原則として定例職員会議前のスクーリングの日を開催する。いじめ事案発生時は構成員全員で緊急開催とする。

H29.4.1改訂

R 6.4.1改訂